**豊明市マイナンバーカード出張申請受付実施要領**

　豊明市では、マイナンバーカード（以下「カード」という。）の取得促進のため、「マイナンバーカード出張申請受付」を実施します。市職員が、市内の企業等、地域団体等を訪問し、無料で申請用顔写真の撮影を行い、一括で申請を受け付けます。後日、マイナンバーカードを本人限定受取郵便等で申請者の住所に送付するため、申請者は市役所へ出向くことなく受け取ることができます。

**１　対象団体**

（１）　豊明市内に事業所を置く企業等

（２）　豊明市内の地域団体等（町内会、サークル団体等）

　※申請ができる方には、条件があります。

**２　実施日時**

（１）　令和３年１１月１５日（月）から

（申込みは、令和３年１１月１日（月）から）

（２）　平日の午前１０時から午後４時まで

　　　（年末年始など、一部実施できない日時もございます）

**３　申請にあたっての条件**

（１）　次項の「カードの交付申請ができる方の条件」を満たす申請者のみで構成され、申請者が５名以上見込まれること

　（２）　団体において、机、椅子等の備品、会議室及び本市が持参するタブレット端末等の電源の準備及び片付けができること

（３）　当日の案内及び誘導を行うこと

（４）　出張申請の実施について、団体内で取りまとめ、周知及び広報を行うこと

**４　カードの交付申請ができる方の条件（すべての条件を満たすこと）**

（１）　豊明市内に住民登録があり、本人（１５歳未満の方及び成年被後見

人の方は、法定代理人と同伴）による申請ができること

（２）　既にカードの交付申請を行っていないこと

（３）　次の書類を持参及び提出できること

ア　個人番号カード・電子証明書暗証番号設定依頼書兼送付先情報登録申請書

イ　個人番号通知カード（紛失されている場合は、紛失届の記入が必要）

ウ　住民基本台帳カード（所有者のみ）

エ　別表に定める本人確認書類（原本）

（４）　郵便局の転送サービスを利用しておらず、住民登録の住所にて送付

したカードの受け取りができること

　（５）　申請の日から３か月以内に、豊明市から転出する予定のない方

**５　申請方法**

出張申請を希望する団体は、実施希望日の１４日前までに出張申請受付申込書（様式第１号）に必要事項を記入し、直接持参、郵送又は電子メールにて、市民課へ提出をしてください。

**６　名簿の提出**

申込みを行った団体は、実施日の７日前までに申請者の住所、氏名、生年月日等を記入した出張申請受付名簿（様式第２号）を、市民課へ提出してください。

**７　カードの送付方法**

カードは、原則として本人限定受取郵便で申請者の住所地へ送付します。ただし、要望があった際は、書留郵便による送付に代えることができます。

**８　その他**

・この要領に定めのあるもののほか、出張申請に関し必要な事項は、市民課と申込み団体が協議のうえ、別に定めることとします。

・申込み順の対応となるため、申込み多数の場合は実施するまでに期間を要する場合があります。

・カードの申請から受け取りに１か月半程度を要しますが、申請件数に大幅な増加があった場合、更に時間を要することがあります。

・カード受け取り前に市外へ転出した場合は、カードが無効となります。

・本要領に基づく出張申請実施の際に、実施場所において生じた事故等においては、申請者の責任において処理するものとします。

**別表**

本人確認書類

（１）　Ａ書類２点

（２）　Ａ書類１点＋Ｂ書類１点

ただし、個人番号通知書の提示又は通知カードの返納ができる場合であって、回答書への氏名、住所等の記載ができる場合は、Ａ書類１点又はＢ書類２点でも可

本人確認書類一覧

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ | 運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降発行のもの）、旅券（パスポート）、住民基本台帳カード（写真付きのもの）、身体障害者手帳、療育手帳、特別永住者証明書、在留カード　など |
| Ｂ | 保険証（健康保険、介護保険、後期高齢等）、年金手帳、生活保護受給者証、医療受給者証、住民基本台帳カード（写真なしのもの）、学生証、社員証　など　※「氏名と住所」又は「氏名と生年月日」の２点が確認できるもの　 |

　※いずれの書類も、券面が現在の情報であり、有効期限内のものに限る。